

## (12) 障害を理由とする差別解消のための相談窓口

### 障害を理由とする差別解消のための相談窓口

障害のある人が、障害を理由として不当に差別されることは許されません。そこで、本校では、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するために相談窓口を設置しています。

障害があることなどを理由に、不当な扱いを受けたり、生活する上で、当然必要な配慮をしてもらえなかったりすることがあれば相談してください。

#### 【塩町中学校 障害を理由とする差別解消のための相談窓口】

〒729-6211 三次市大田幸町 10541 番地 2

【相談日】 月曜日から金曜日 8:30~16:30 (原則)

ただし、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

【担当者】 玉木 昌知 (教頭) 永岡 侑祐 (特別支援教育コーディネーター)  
藤本 あゆみ (保健主事)

【電話】 (0824) 66-1008

\*プライバシーの保護及び秘密の保持を徹底します。